【戦国の歴史に学ぶ】後継者指名の必要性！

お家騒動とならないようにするには…専門家や公正証書遺言の活用を

司法書士
村井憲朗
岐阜商工会議所専門家研究会
ぎふ専研

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

1 信長の才能を見抜いていた父・信秀と信行を溺愛する母・土田御前や家臣

1534年（天文3年）5月12日に織田信長は父・織田信秀の三男（二男という説もある）母・土田御前（正室）の嫡男として出生し、織田信行（信勝とも言われる）はその2年後の1536年（天文5年）に父母を同じくして四男（三男という説もある）として出生したと伝えられる。

当時の武家のしきたりで嫡男は、実母とは別れて乳母に育てられたことや乳母にも中々懐かない癖の強い子供であり、信長は父からは可愛がられていたが、母からは疎まれていた。一方、信行は実母と暮らし続け、また大変おとなしく礼儀正しい子供であったため、実母に溺愛され、家臣達からも慕われていた。

2 信長と信行の対立

1551年（天文20年）3月父信秀が他界すると嫡男である信長は家督を継ぎ、信行を擁立しようとする母や家臣と対立してゆくこととなった。

1555年（弘治元年）頃、信行に嫡男坊丸（後の津田信澄）が誕生すると信行は織田家の当主となった信長に対抗する姿勢を見せ始め、代々の当主が名乗ってきた『弾正忠』の官位を名乗り始めた。守山城主 織田信次（信長・信行の叔父）が信長・信行の弟である織田秀孝を誤って射殺してしまった際に、信行がすぐに軍勢を動員して守山城下を焼き払う報復措置を行ったのに対し、信長が「護衛もなしに単騎で行動していた秀孝にも非がある」として信次の罪を許したことにつき、織田家の家臣達から親族の繋がりを重んじた信行を当主に推す気運が高まった。

翌年1556年（弘治2年）4月、信長の支援者であった義父斉藤道三（信長の正室 濃姫の父）が死去すると信行は家臣の柴田勝家らとともに信長に挙兵したが、信長に鎮圧された。この時、母 土田御前の取り計らいで信行や柴田勝家らは免謝された（この時、柴田勝家らは信長に忠誠を誓い、以後、忠実な部下として活躍した）。

1557年（弘治3年）信行が再び謀反を起こしたところ、柴田勝家の密告により、信長は病気になったと偽り信行を清洲城に呼び寄せて暗殺する結果となった（信長を謀殺しようとしたところ返り討ちに遭い、信長の面前で自決したとする説もある）。

3 信長の信行に対する思いはどのようなものだったのだろうか？

幼少期には、信長は信行を可愛がっていたという説もある。信行を粛清した後、信行の子の津田信澄を重用したり、信長の庶兄（妾腹の兄）信弘が一度信長に謀反を起こした際にも免謝しその後は重用したりしていることなどを勘案すると、本当は、信長は信行を粛清したくなく、幼少期のように友好的に協力して、織田家のために活躍して欲しかったのではないか。しかし、二回目の謀反を起こしたことから止む無く、粛清せざるを得なかったのではないかと考えられる。

4 現代における後継者指名や公正証書遺言

もし、信長の父 織田信秀が生前もしくは遺言のかたちで、織田家の親族や家臣に信長に家督を継ぐべき後継者として明確に指名をしていたら、当主の思いを汲み親族も家臣も信長をサポートし、信行も周囲から担がれて野心を芽生えさせることもなく信長に協力し、信長も信行に手をかけることもなかったかもしれない。

こういったことは、現代の家族関係や同族会社関係においても言えることではないでしょうか？

会社を手伝ってくれる親族が数人いる場合や相続人が数人いる場合に、「いいやいいや」や「この子達に限ってトラブルになるなんて考えられない」との思いがあっても、やはりご自身の引退・亡き後にお家騒動に発展する危険性も熟慮しておくことが、次の代を担う後継者や相続人にしてあげられる、皆がお家騒動となりバラバラにならないための道筋作りとなるのではないだろうか？

この機会に、是非、事業承継においては専門家に相談してみること、相続においては公正証書遺言の作成を検討され専門家に相談されることをお奨めいたします。

＊史実は諸説があります。本文とは異なる説もありますのでご了承ください。

村井総合法務事務所　所長
村井憲朗 氏

●プロフィール（ムライ ノリアキ）
村井総合法務事務所 所長
司法書士（簡裁訴訟代理認定）
特定行政書士　海事代理士
相続・遺言・成年後見制度などの高齢化社会への対応業務を中心に不動産・商業法人などの登記業務、訴額140万円以下の民事裁判業務、農地転用・建設業・運送業・船舶免許更新業務をはじめとした官公署許認可届出申請業務などの幅広い業務を行う。